令和4年度　第7回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和4年10月26日　午後3時30分							
閉会日時	令和4年10月26日　午後4時55分							
場　所	五島市役所新本館 3 階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（18名）	1	南　忠明	2	出口　幸博	3	山﨑　早苗	4	平田　光昭
	5	荒木　富男	6	今里　誠一	7	中村　耕二	8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
			14	角田　隆章	15	尾崎　初雄	16	本村　元
	17	寺坂　誠一	18	林　賢市	19	山田　勝久		
欠席委員（1名）	13	上村　孝幸						
推進委員出席委員（名）								
欠席委員（名）								
署名委員	2	出口　幸博	4	平田　光昭				
事務局	事務局長：吉田典昭　次長：藤原勝栄　係長：阿野舞子　事務職員：浜上研人 嘱託員　：井川勝博							
	分室　富　江：設楽係長　三井楽：安永係長　奈留：荒木係長 岐　宿：江頭分室長　玉之浦：熊川主査							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 49 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 50 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 51 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 52 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 53 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 54 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 55 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決

＝午後3時30分　開会＝

□事務局

それでは、令和4年度　第7回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。
本日は、13 番　上村孝幸　委員、より欠席の旨通知があっており総会の出席委員は、19名中18名となります。
よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。
それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

〇会長
皆さんこんにちは。
出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第7回五島市農業委員会総会を開会いたします。

〇会長
それでは、議案第49号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
議案第49号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1 ページをご覧ください。
農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。
それでは議案について説明します。2ページから21ページをご覧ください。
今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。
今回非農地と判断されたものは、田 88 筆、畑 365 筆で、面積は 193,932 ㎡となっております。
4月からの累計は、田 175 筆、畑 402 筆、樹園地 1 筆で、合計面積は 293,379 ㎡となっております。
以上です。

〇会長
質疑を行います。

—質疑応答—

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

□〇〇委員
非農地については問題ないですが、地目のところ。登記の地目も畑なんですが、現況地目も

畑になってるんです。

□事務局
現況地目の所が総会が終わってからいつも山林原野へという風にしていたんですけど。

□○○委員
これはここで山林原野にしてもらわないと、ここで判断する人は畑じゃないとなります。
ここで畑と表示してるという事は、畑ですよと事務局は言ってるようなもんなんですよ。
項目を削除するなり原野とかにするなりしないと・・・

□事務局
次回から現況地目を削除する方向で検討してみます。

○会長
次回の総会で連絡するという事で承認をお願い致します。
質疑を終わり、採決いたします。
議案第49号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

○会長
出席委員の過半数に達しています。
よって、「議案第49号の農地利用状況調査に係る非農地の判断について」は、原案のとおり可決されました。

○会長
次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
22ページをご覧ください。
議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。
耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。
権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

24ページをご覧ください。
議案第50号
1 番　権利：所有権移転　有償
所在：岐宿町　畑1筆　2,065 ㎡
譲渡理由：高齢のために農業を廃止しているので売る。
譲受理由：規模拡大のために買って耕作する。
10 月 18 日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇会長

それでは、議案第50号について質疑を行います。

なお、議案第50号の1番については、5番　〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－5番退席－

〇会長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

〇会長

質疑はございませんか。

―「なし」という者あり―

〇会長

では、採決いたします。議案第50号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

〇会長

出席委員の過半数に達しています。よって本案は許可されました。

5番　〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

－5番出席－

〇会長

次に、議案第50号2番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番　権利：賃貸借権　設定期間は3年間

所在：富江町　畑2筆　2,863 ㎡

譲渡理由：高齢により耕作が困難になったため。

譲受理由：農業経営の規模拡大のため。

10 月 18 日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

〇会長

議案第50号2番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○会長
質疑はございませんか。
―挙手なし―
○会長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第50号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○会長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第50号の2番は許可されました。

○会長
次に、議案第50号3番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
3番　権利：使用貸借権　設定期間は3年
所在：富江町　畑1筆　2,618 ㎡
譲渡理由：農地管理の負担を軽減するため。
譲受理由：農業経営の規模拡大のため。

10 月 18 日に富江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○会長
議案第50号3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○会長
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○会長
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第50号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○会長
出席委員の過半数に達しています。よって議案第50号の3番は許可されました。

○会長
次に、議案第51号、「農地法第第4条の規定による許可申請に係る意見について」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。25 から 26 ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、27 ページの議案第 51 号の 1 番をご説明いたします。

申請地は、昭和 55 年月日不詳から当該地を住宅用地として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外でおおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も住宅用地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

以上です。

○会長

次に、議案第51号に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第51号の1番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○会長

大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○会長

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第51号に対する大津・奈留地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

○会長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第51号は、許可相当と決しました。

○会長

次に、議案第52号、「農地法第第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。

議案説明の前に 28 ページから 29 ページの第 5 条の規定による許可申請に関する参照条文については第 4 条で説明したとおりです。

それでは、30 ページの議案第 52 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。

建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、31 ページの議案第 52 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、32 から 33 ページの議案第 52 号の 3 番をご説明いたします。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第２種農地であます。
申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われます。また、緩衝地を設けることにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

最後に、34 から 35 ページの議案第 52 号の 4 番をご説明いたします。
申請地は、平成 11 年月日不詳から当該地を産業廃棄物中間処理施設用地として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。
申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第２種農地であります。
申請地は、転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も産業廃棄物中間処理施設として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理についてはくみ取り式で処理する計画となっております。また、本案件については、10 月 18 日全地区協議会を開催しております。
以上です。

○会長
次に、議案第５２号に対する地区協議会会長の報告を求めます。
質疑は、各地区協議会会長報告のあとに行います。
始めに、議案第５２号の１番から2番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第５２号の１番及び2番について、当協議会は去る１０月１８日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第５２号の１番及び2番について申請地は、農地法第５条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○会長
大津・奈留地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は挙手願います。

―質疑応答―

○会長

挙手がないようですので、つづきまして、議案第52号の3番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第52号の3番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

○会長

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○会長

挙手がないようですので、つづきまして、議案第52号の4番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第52号の4番について、当協議会は去る10月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

○会長

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

□○○委員

近隣の図面というか方向が分からないもので・・

拡大図・・・ここで言えば滑走路の下ですか？

○会長

滑走路の山側です。

□○○委員
トンネルを通って山側　鬼岳の方・・
近隣は畑があるんでしょう？

□事務局
道横に一枚あります。

□○○委員
どこの道？申請地の？

□事務局
申請地の

□○○委員
それには影響はない？

□事務局
間に道路があります。と、緑地を設けております。

□○○委員
ほとんどが原野かな。

□事務局
原野です。

○会長
周りに木が植えられていて周りを囲んでいるみたいで、1ヵ所だけ畑がありました。
道路を隔てて木も植わってたのでクレームもなく影響はない。

○会長
他にありませんか。

○会長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第52号の1番から4番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○会長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第52号1番から4番は、許可相当と決しました。

○会長

次に、議案第53号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。
36，37 ページをご覧ください。
農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。
以上です。

○会長
それでは、議案53号の1番を審議します。
なお、本案については、5番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－5番退席－
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。38 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　畑 1 筆　1,459 ㎡
更新で、契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○会長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○会長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第53号の1番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○会長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第53号の1番は、原案のとおり可決されました。
5番〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－5番出席－

〇会長

続きまして、議案53号の2番1以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは 2-1 以降をご説明いたします。
2 番 1　　申請地　畑 2 筆　5,738 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
2 番 2　　申請地　畑 1 筆　970 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
2 番 3　　申請地　畑 1 筆　1,971 ㎡
2 番 4　　申請地　畑 2 筆　2,214 ㎡
2 番 5　　申請地　畑 2 筆　4,811 ㎡
2 番 6　　申請地　畑 1 筆　1,789 ㎡
2 番 7　　申請地　畑 2 筆　649 ㎡
2 番 8　　申請地　畑 1 筆　1,081 ㎡
2 番 9　　申請地　畑 2 筆　1,127 ㎡
2 番 10　　申請地　畑 1 筆　1,496 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
2 番 11　　申請地　畑 2 筆　2,657 ㎡
2 番 12　　申請地　畑 1 筆　3,222 ㎡
2 番 13　　申請地　畑 1 筆　845 ㎡
2 番 14　　申請地　畑 3 筆　2,894 ㎡
2 番 15　　申請地　畑 1 筆　2,671 ㎡
2 番 16　　申請地　畑 2 筆　1,979 ㎡
2 番 17　　申請地　畑 2 筆　2,791 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております
2 番 18　　申請地　畑 1 筆　2,657 ㎡
こちらは共有持ち分の全員の同意となっております

以上、2 番 1～2 番 18 につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

3 番 1　　申請地　畑 1 筆　5,731 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
3 番 2　　申請地　畑 1 筆　4,274 ㎡

以上、3 番 1、3 番 2 につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1　　申請地　畑 1 筆　6,868 ㎡

4 番 2　　申請地　畑 2 筆　10,475 ㎡

以上、4 番 1、4 番 2 につきましては、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

5 番　　申請地　畑 1 筆　3,747 ㎡
更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

6 番　　申請地　田 2 筆　1,839 ㎡
更新で、契約内容は使用貸借権となっております。
続きまして所有権移転についてご説明いたします。

7 番　　申請地　畑 2 筆　6,232 ㎡
契約内容は売買となっております

8 番　　申請地　畑 1 筆　1,034 ㎡
契約内容は売買となっております

9 番　　申請地　田 8 筆、畑 2 筆　16,742 ㎡
契約内容は売買となっております

以上、申請番号 2 番 1～9 番につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○会長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

□○○委員
更新の契約で個人名義の期間が大方個人名義で 10 年とか昔はあったでしょ。
最近では貸付の方が条件付きで 5 年になってるのかどうか。
その辺は ILOVE さんの方なんかは特にどうなってるのでしょうか。

□事務局
ILOVE ファームさんは基本的に 5 年間の契約のみでやってるということなので、全部 5 年間の契約です。

□○○委員
一応本人名義だったら 10 年 20 年でも 40 年でも借りられるでしょ。
というのは、資金的な面、補助的なものがあるのか、個人さんでもここでも ILOVE さん以外でも 5 年になってるもんで。 その辺がどうなってるのかなと思って。

□事務局
所有者が亡くなってる場合、共有持ち分になってる農地については最大 20 年まで全員の同意があれば借りれるという風にはなってたんですけど、ただ五島市農業委員会の内規の中で、現

在五島市が耕作放棄地が増えてる状態なので、例えば 10 年契約とか 20 年契約にしてる例があってその耕作者の方が例えば病気とかになって、耕作が出来ない状態になったとか、その状態になっても解約をしないでずっとそのままにしてるから荒れてしまって所有者の方に返ってくる頃には手が付けられないような状態になってる。そういう事もあって、契約期間は 5 年を上限にしたらそういうような事態があっても、荒れ具合としてはまだどうにかなるんじゃないかという事で、なるべくその 5 年を目安にというようにはしています。

□○○委員

万が一の時を考えての 5 年という事ですね。

□事務局

そういうことです。

□○○委員

貸し手の方も借り手の方もそういう感じになってきているという事ですね。

□事務局

そうですね。

□○○委員

わかりました。

○会長

他にございませんか。

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第53号、貸借(たいしゃく)権設定の2番1から6番、および所有権移転の7番から9番は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

可決することに賛成の方は、挙手願います。

○会長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第53号、貸借(たいしゃく)権設定の2番1外23件、所有権移転の7番外2件は、すべて原案のとおり可決されました。

○会長

次に、議案第54号「農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

参照条文につきましては、議案第 53 号で説明したとおりでございますので省略いたします。

以上です。

○会長

それでは、議案54号の1番1を審議します。
なお、本案については、5番　〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－5番退席－
事務局の説明を求めます

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。49 ページをご覧ください。

1 番 1　　申請地　畑 1 筆　1,892 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

以上、申請番号 1 番 1 につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇会長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

〇会長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第54号の1番1は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

〇会長
ご異議なしと認めます。
よって、議案第54号の1番1は、原案のとおり可決されました。
5番　〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。
－5番出席－

〇会長
続きまして、議案54号の1番2以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは 1-2 以降をご説明いたします。
1 番 2　　申請地　畑 1 筆　8,267 ㎡
1 番 3　　申請地　畑 1 筆　2,499 ㎡
1 番 4　　申請地　畑 1 筆　1,738 ㎡
1 番 5　　申請地　畑 1 筆　4,978 ㎡
1 番 6　　申請地　畑 5 筆　14,608 ㎡
1 番 7　　申請地　畑 2 筆　2,340 ㎡
1 番 8　　申請地　畑 1 筆　717 ㎡
1 番 9　　申請地　畑 1 筆　918 ㎡

1 番 10　　申請地　　畑 3 筆　　6,473 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 11　　申請地　　畑 2 筆　　6,725 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 12　　申請地　　畑 1 筆　　1,897 ㎡
1 番 13　　申請地　　畑 1 筆　　2,801 ㎡
1 番 14　　申請地　　畑 2 筆　　2,484 ㎡
1 番 15　　申請地　　畑 1 筆　　3,445 ㎡
1 番 16　　申請地　　畑 1 筆　　2,138 ㎡
1 番 17　　申請地　　畑 1 筆　　2,654 ㎡
1 番 18　　申請地　　畑 2 筆　　4,352 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 19　　申請地　　畑 2 筆　　7,108 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 20　　申請地　　畑 3 筆　　7,108 ㎡
こちらは共有持ち分の過半の同意となっております
1 番 21　　申請地　　田 1 筆　　1,420 ㎡
1 番 22　　申請地　　田 3 筆　　2,247 ㎡
1 番 23　　申請地　　畑 1 筆　　1,388 ㎡
1 番 24　　申請地　　田 1 筆　　950 ㎡

以上、1 番 2～1 番 24 の契約内容は、使用貸借権が 1 番 2、1 番 15、1 番 22 ほかは賃貸借権となっております。

申請番号 1 番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○会長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○会長
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第54号、貸借(たいしゃく)権設定の1番2から1番24は、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

可決することに賛成の方は、挙手願います。

○会長
出席委員の過半数に達しています。
よって、議案第54号の貸借(たいしゃく)権設定の1番2外22件については、すべて原案のとおり可決されました。

○会長

次に、議案第55号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
はい、議長
それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。58 ページをご覧ください。
農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。
また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができるとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとするとなっております。
今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第 54 号 1 番各号の利用権設定に係る配分計画であります。
以上です。

○会長
それでは、議案55号の1番を審議します。
なお、本案については、8番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－8番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局
それでは、議案についてご説明いたします。59 ページをご覧ください。

1 番　　申請地　畑 5 筆　14,608 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております。

申請番号 1 番の配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○会長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—「なし」という者あり—

○会長
では、採決いたします。
議案第55号の1番は、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○会長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号の1番は、適当であるとの意見に決しました。

8番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－8番出席－

○会長

続きまして、議案55号の2番1を審議します。

なお、本案については、5番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－5番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、2-1 についてご説明いたします。60 ページをご覧ください。

2 番 1　　申請地　畑 1 筆　1,892 ㎡

契約内容は、賃貸借権となっております。

申請番号 2 番 1 の配分計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

○会長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―「なし」という者あり―

○会長

では、採決いたします。

議案第55号の2番1は、適当であるとの意見であります。

原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○会長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号の2番1は、適当であるとの意見に決しました。

5番　○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－5番出席－

○会長

続きまして、議案５５号の２番２以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは 2-2 以降をご説明いたします。

2 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　1,388 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

3 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　8,267 ㎡
3 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,499 ㎡
3 番 3　　申請地　　畑 1 筆　　1,738 ㎡
3 番 4　　申請地　　畑 1 筆　　4,978 ㎡
3 番 5　　申請地　　畑 1 筆　　2,654 ㎡
3 番 1 から 3 番 5 の契約内容は、3 番 1 が使用貸借権、他は賃貸借権となっております

4 番　　申請地　　畑 2 筆　　2,340 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

5 番 1　　申請地　　畑 1 筆　　918 ㎡
5 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,138 ㎡
5 番 1、5 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております。

6 番 1　　申請地　　畑 3 筆　　6,473 ㎡
6 番 2　　申請地　　畑 1 筆　　2,801 ㎡
6 番 3　　申請地　　畑 2 筆　　2,484 ㎡
6 番 1 から 6 番 3 の契約内容は、賃貸借権となっております

7 番　　申請地　　畑 2 筆　　6,725 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

8 番　　申請地　　畑 1 筆　　1,897 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

9 番　　申請地　　畑 1 筆　　3,445 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

10 番　　申請地　　畑 1 筆　　717 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

11 番　　申請地　　畑 1 筆　　2,634 ㎡
契約内容は、使用貸借権となっております

12 番 1　　申請地　　畑 2 筆　　4,352 ㎡
12 番 2　　申請地　　畑 2 筆　　7,108 ㎡

12 番 3　　申請地　　畑 3 筆　　7,108 ㎡
12 番 1 から 12 番 3 の契約内容は、賃貸借権となっております

13 番　　申請地　　田 1 筆　　1,420 ㎡
契約内容は、賃貸借権となっております

14 番 1　　申請地　　田 1 筆　　950 ㎡
14 番 2　　申請地　　田 3 筆　　2,247 ㎡
14 番 1、14 番 2 の契約内容は、14 番 1 が賃貸借権、14 番 2 が使用貸借権となっております

申請番号 2 番 2 から 14 番 2 までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。
以上です。

○会長
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。

□○○委員
どれというのではありませんが、法人さんの申請書は代表者さんが出されると思うんですが、総会資料には載せないでいいのですか。

□事務局
そうですね。今までのに載せてなかったみたいなので、それを継続して載せてないような形を取っています。

□○○委員
今までのは代表者も載せていたのかなと思いつつ、思ったもんですから。ILOVE さんにしても載せてないので。その辺がどうなのか。申請書には載ってるとは思うんですが。

□事務局
申請書の方は代表者の方まで名前を書いて頂いて会社の印鑑を貰っているので、そちらでは把握はしているんですけど、議案の方には今まで載せていなかったみたいなのですが確認をしてみて来月の議案から反映をさせたいと思います。

□事務局
何か理由があるかもしれませんので、その辺は確認をしたいと思います。

○会長
では、採決いたします。
議案第55号、貸借(たいしゃく)権設定の2番2から14番2は、適当であるとの意見であります。
原案のとおり、適当であるとの意見とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」という者あり―

○会長
ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号2番2外22件については、適当であるとの意見に決しました。

○会長

議題は以上で終了いたしました。

○会長

次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項

(1) 新・ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 農地所有適格法人要件確認について
(4) 農地等の利用の最適化の推進に関する意見の提出について（回答）
(5) その他

について報告

○会長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和 4 年度第7回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 4 時 55 分　閉会＝